

熊本黄壁城ライオンズクラブ 内規

入 会 規 程

1. 入会候補者は所定の身上調書に必要事項を記入し、推薦書と共に会員委員会に提出する。
2. 会員委員会は、推薦書、身上調書、その他自ら収集した資料に基き、慎重審議し会員委員会全員の同意を得た上、各資料を添えて理事会に推挙する。若し推挙に当たらない場合は意見を附して理事会に提出する。
3. 理事会は会員委員会の推挙を受けた候補者につき、審査し、出席理事全員の同意を得た上、入会を決定し、若し同意を得られない場合はその理由を明記し、入会の可否を決し之を例会に報告する。
4. 推薦会員は被推薦会員の入会手続きを助け、且つ可及的速かにクラブの精神及び生活に慣熟する様協力し、その遂行すべき運営上の責務が果せるよう努めなければならない。
5. 転籍の場合の入会希望者は転籍申込書、名簿資料と共に前所属クラブ幹事の報告書を会員委員会に提出するものとし、その後は新入会員の場合と同様の承認を求めるものとする。
6. 再入会の場合の入会希望者は再入会申込書、名簿資料と、前回退会の事由書を会員委員会に提出するものとし、その後は新入会員の場合と同様の承認を求めるものとする。
7. 交替入会希望者は交替入会申込書、名簿資料を会員委員会に提出するものとし、その後は新入会員の場合と同様の承認を求めるものとする。

入会金、会費に関する規定

1. 入会金 ¥10,000
入会金は如何なる理由があっても返却しない。
2. 転籍費 ¥10,000
3. 再入会費 ¥10,000
6ヵ月以内は除く。

4. 交替入会費 　　¥10,000

企業の人事異動に伴う交替は適用し、但し親子・夫婦交替の場合には適用しない。

5. 会費

(1) 年会費 　　¥60,000

＊上記金額を毎月指定のクラブ口座へ振り込むこととする。

(2) 新入, 転入, 再入, 交替の会費は入会時より月割とする。

(3) ・終身会員：本人の希望により申請し、申請金（今後の国際本部会費全額に代わる 500 ドル）は本人負担とする。会費は国際本部会費を除き正会員と同額とする。

・優待会員：必携に準じ、本人の希望によりクラブ理事会において決議する。会費は食費を除き、正会員と同額、食費は実費とする。

・不在会員, 名誉会員, 準会員会費は別途定める。

6. 特別費

特別費の必要ある場合は理事会においてその都度決定する。

慶弔見舞い規定

1. 慶祝金

(1) 結婚

(2) 厄入

(3) 還暦・古希・喜寿・傘寿以上の賀寿

(4) 金婚式・ダイヤモンド婚式

(5) 特記すべき国家的、社会的榮譽を受賞された時

(6) 誕生

上記のうち第2, 第3, 第4項については5月第2例会日, 第5項については適当な例会日に祝杯をあげ贈呈式を行うものとする。

2. 弔慰金

(1) 会員死亡のとき 　　　　　クラブより献花, 弔電。

(2) 配偶者死亡のとき 　　　　クラブより献花, 弔電。

(3) 会員の父母, 子女死亡のとき, クラブより香典
　　¥5,000, 弔電。

(4) 会員死亡初盆 供花費¥5,000

3. 見舞金

(1) 傷病（会員が1週間以上傷病又は入院の場合）

¥10,000程度の相当品

(2) 災害（会員が火災、風水害、震災を被った場合）

被害の程度に応じ書¥20,000以内の現金又は相当品

上記の場合は会長、幹事及び関係委員がクラブを代表して見舞いに赴くものとする。

4. 其の他

本規定の定めがない場合でも本規定の趣旨に準じて必要がある場合は理事会の承認を得て、その額を変更贈呈することが出来る。

旅 費 規 定

1. 会長、幹事及び会計又はその代理者がクラブを代表して337-E 地区、ゾーン内に於て主催される会合に出席する場合は、登録料を補助する。

337-E 地区以外についての登録料・旅費・宿泊費はその都度理事会の承認を得て支給する。

2. 会員が337-E 地区大会（複合地区を含む）に出席する場合の費用負担は参加人員を勘案の上、理事会の承認を得て支給する。

3. 会員或は役員が上記の外臨時に開催される会合に出席する場合は必要に応じてその都度理事会で決定する。

4. 会員である地区役員、準役員が地区役員、準役員としての職務のためのみに出席する場合は本規定を適用しない。

5. 会費及び納入金の滞納がある会員に対する旅費の支給はその滞納金の納入後に支給する。

服装に関する規定

1. クラブバッジは常に着用することが望ましい。特に例会及び其の他の会合に出席の場合、或はアクティビティ実施の

場合には必ず着用し会員たるに相応しい服装たること。

2. 企業の制服は認める。
3. 6月より9月までの間を夏期軽装期間とし、無上衣、ノーネクタイを認める。

退会手続に関する規定

1. 会長又は幹事あてに書面による退会届けの提出は、必ずスポンサー会員を経由して提出するものとする。但しスポンサー会員が既に退会しているとき及びチャーターメンバーは会員委員長を経由して提出するものとする。
2. スポンサー会員或は会員委員長が会員より退会届の提出を依頼されたときは、実情を調査し真の退会理由を聴取し出来る限り慰留に努めねばならない。
3. スポンサー会員或は会員委員長は前項の努力を尽すも会員の退会の意志が変わらないと判断するに至った場合は速やかに真の退会理由を説明の上退会届を会長又は幹事に提出するものとする。
4. スポンサー会員或は会員委員長は退会者の未収金の徴収に極力努力すると共に、パッチは責任を以てクラブに返却しなければならない。

例会卓話講演者謝礼に関する規定

1. 外来講師に対する謝礼金は講演毎に1万円程度を標準とする。
尚、講演に必要な材料費はクラブ負担とする。
2. クラブ会員である講演者には謝礼はしない。
3. 外来講師に対する謝礼は必要ある場合には理事会に諮り、その額を増額することが出来る。

ライオンズクラブ各大会登録規定

1. ライオンズクラブ各大会出席登録は会長・幹事，大会委員長協議の上出席数を決定し大会委員長が指名する。
2. 地区役員，現三役は出来るだけ各大会に出席する。
3. 新人会員は一日も早くライオンズクラブのあり方を知るため入会初めての大会には出来るだけ出席するものとする。

其の他規定

1. クラブ三役の退任に対し例会時にクラブより記念品を贈呈する。
2. 各種アワードはクラブの財産として事務局にて記録保管する。
3. 準会員規定については，別途定める。
4. 地区役員助成金については，別途定める。
5. 本内規は理事会多数決により変更修正することができる。

改定 2012年7月12日